

(証券コード 2901)

平成28年6月13日

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号
石 垣 食 品 株 式 会 社
代表取締役社長 石 垣 裕 義

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 4階 桐の間
3. 目的事項
報告事項 第59期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く）1名
選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額
設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

~~~~~  
◎ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.ishigakifoods.co.jp>）に修正後の内容を開示いたします。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、ご了承下さい。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府・日銀による経済・金融政策により緩やかな景気回復基調にあったものの、個人消費については実質賃金の停滞や物価上昇への警戒感から、伸び悩みが続いております。

食品業界においても、食料品価格の相次ぐ値上げに対して、消費者の意識は厳しいものがあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中で当社は、飲料事業においては、麦茶について天候不順により減収となった前事業年度からの回復、ブームの沈静化から減収の続くごぼう茶について積極的な販売促進を実施しての増収、珍味事業においてもビーフジャーキーに容量・製法・風味の異なる新製品を投入することで増収を目指してまいりました。損益面においては、これら増収による工場稼働率の向上や、製造工程の合理化等を行うこと、ビーフジャーキーについては原材料価格の高騰に対して値上げを行うことによって、採算の改善を目指してまいりました。

しかし、飲料事業において麦茶については最盛期である夏季が、一時的な猛暑はあったものの全体的には天候不順が続く状況であったこと、また予想を上回る競争環境の激化などから、前期を更に上回る減収となりました。ごぼう茶の売上は下げ止まったものの、反転にまでは至らず、飲料事業全体では減収となりました。損益面では、麦茶の製造工程の合理化で製造原価の低減を図ることができたことから増益となりました。

珍味事業においてもビーフジャーキーが、値上げにより価格競争力が低下したことや、値上げ商品への切替えが手間取り一時的な出荷減少があったことから減収となり、工場稼働率の低下や、値上げ商品への切替えによる販売促進費の増加から損益も悪化しました。

また飲料事業及び珍味事業の収益性の低下に伴い、関連する固定資産について減損損失73百万円及び関係会社出資金評価損38百万円を計上することとなりました。

以上の結果、売上高449百万円（前期比13.1%減）、営業損失51百万円（前期は営業損失30百万円）、経常損失52百万円（前期は経常損失31百万円）、当期純損失165百万円（前期は当期純損失85百万円）となりました。

連結業績は売上高451百万円（前連結会計年度比13.1%減）、営業損失83百万

円（前連結会計年度は営業損失74百万円）、経常損失86百万円（前連結会計年度は経常損失73百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失170百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失74百万円）となりました。

## 製品別の売上状況

（単位 千円）

| 品目         | 売上高     | 構成比   | 前期比   |
|------------|---------|-------|-------|
| 飲料事業       |         |       |       |
| 麦茶         | 150,527 | 33.5% | 89.7% |
| 健康茶        | 62,074  | 13.8  | 96.9  |
| 小計         | 212,601 | 47.3  | 91.7  |
| 珍味事業       |         |       |       |
| ビーフジャーキー   | 232,123 | 51.5  | 83.3  |
| その他        |         |       |       |
| 乾燥ナルト・カマボコ | 3,634   | 0.8   | 62.6  |
| その他        | 1,581   | 0.4   | 103.8 |
| 小計         | 5,216   | 1.2   | 71.1  |
| 合計         | 449,940 | 100.0 | 86.9  |

### ② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

### ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                | 期 別 | 第56期     | 第57期     | 第58期     | 第59期              |
|--------------------|-----|----------|----------|----------|-------------------|
|                    |     | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 | (当 期)<br>平成28年3月期 |
| 売 上 高 (千円)         |     | 713,266  | 596,440  | 517,774  | 449,940           |
| 経 常 損 益 (千円)       |     | 28,001   | △30,501  | △31,294  | △52,130           |
| 当 期 純 損 益 (千円)     |     | 23,190   | △21,736  | △85,678  | △165,134          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 損 益 | 円 銭 | 6 84     | △6 41    | △25 28   | △48 73            |
| 総 資 産 (千円)         |     | 459,537  | 418,528  | 342,983  | 225,640           |
| 純 資 産 (千円)         |     | 382,180  | 349,942  | 264,536  | 99,705            |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額   | 円 銭 | 112 79   | 103 28   | 78 07    | 29 42             |

- (注) 1. 第56期は、ごぼう茶の大幅な増収により、増収・増益となりました。  
 2. 第57期は、主にビーフジャーキーが円安及び主要原料の価格高騰により採算悪化したことから減収及び赤字となりました。  
 3. 第58期は、ビーフジャーキーの採算悪化の長期化と、夏季の天候不順の影響で麦茶が不振で、減収及び赤字となりました。  
 4. 当期（第59期）の状況につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------|---------|----------|---------|
| ウェイハン石垣食品有限公司 | 847千米ドル | 100.0%   | 食品製造業   |

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
 該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社におきましては、度重なる赤字と当事業年度に計上した減損損失の影響等により、財政状態が大幅に毀損しており、まずはその財政状態の健全化が、会社の対処すべき最も大きな課題となっております。主たる事業である飲料事業と珍味事業を再建することで、継続的に黒字を計上していくことが、財政状態を健全化させる基本的な考え方となります。

飲料事業については、主力商品が麦茶という季節性の高い商品であることから、工場の夏季繁忙期と冬季閑散期の生産稼働率の平準化を図ることと、少子化に伴

う長期的な市場縮小による売上減少に歯止めをかけること、更に天候不順などが業績に与える影響が大きいことが課題となっております。麦茶以外の商品としては、ごぼう茶が飲料業界に先駆けて投入したことでトップブランドの地位を得ることができ、これらの課題の解決に一役買ったものの、ブームの沈静化に伴い、いまだ課題を一掃するには至っておりません。外食産業へ業務用として提案するほか、徳用商品のキャンペーン展開などでごぼう茶の再成長と地位の向上を図ることに加え、「フジミネラル麦茶」と「ごぼう茶」のブランド力を活かした新たな健康茶の新商品を投入すべく、開発に努めてまいります。

珍味事業については、近年まで売上の伸長が続いておりましたが、減収に転じたことに加え、主要原料である牛肉価格の高騰と、海外子会社で生産する輸入商品であることから円安で採算が大幅に悪化しており、売上を再び伸張させることと、採算を改善させることが課題となっております。またこれらに対応する形で度々実施した値上げにより生じた価格競争力の低下への対応も課題となっております。当社グループとしては、取扱店舗やOEM等による新規販路の拡大、商品バリエーションの拡充を引き続き図ることで競争力や付加価値を高めることや、従来は南関東に限定していた営業活動を北関東や近畿地方などにも拡大することによって売上の伸長と適正な利益の確保をできるよう努めてまいります。

その他の事業については、委託生産品であるナルトについて、着実な売上及び利益の計上が続くよう、目指してまいります。

またこれらの基本的施策に加え、効果の見込める事業者との事業提携や、財務政策上必要であれば効果的な資本提携や増資などを実施することを引き続き検討してまいります。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社の事業は、主にその取り扱う製品・サービスから「飲料事業」及び「珍味事業」に分類しております。

「飲料事業」は、麦茶等の嗜好飲料及びごぼう茶・烏龍茶等の健康飲料を生産しております。「珍味事業」は、ビーフジャーキーを生産しております。

#### (6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 本社     | 東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号 |
| 成田空港工場 | 千葉県香取郡多古町飯笹782番地9 |

### (7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 12(6)名 | －(－)名     | 45.5歳 | 18.6年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先       | 借入額      |
|-----------|----------|
| 株式会社りそな銀行 | 77,983千円 |

### (9) 会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,390,000株
- ③ 株主数 1,897名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名            | 持株数   | 持株比率  |
|----------------|-------|-------|
| 石垣裕義           | 696千株 | 20.6% |
| 株式会社石垣共栄会      | 338   | 10.0  |
| 石垣靖子           | 209   | 6.2   |
| 株式会社さくらカaramel | 76    | 2.2   |
| 杉浦由美子          | 64    | 1.9   |
| 株式会社SBI証券      | 61    | 1.8   |
| 松本智幸           | 60    | 1.8   |
| 株式会社SBTキャピタル   | 60    | 1.8   |
| 日本証券金融株式会社     | 46    | 1.4   |
| 宮川良明           | 41    | 1.2   |

(注) 持株比率は自己株式（1,779株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成28年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員等の状況

### ① 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                     |
|----------|-------|----------------------------------|
| 代表取締役社長  | 石垣裕義  | ウェイハン石垣食品有限公司董事長                 |
| 取締役      | 原久    | 製造部長、成田空港工場長、<br>ウェイハン石垣食品有限公司董事 |
| 取締役      | 杉浦友昭  | 海外部長、<br>ウェイハン石垣食品有限公司董事         |
| 常勤監査役    | 片平亮太  |                                  |
| 監査役      | 杉浦由美子 | 株式会社石垣共栄会監査役                     |
| 監査役      | 渡邊洋次  | 渡邊洋次税理士事務所代表                     |
| 監査役      | 柳橋恵美子 | 株式会社石垣共栄会取締役                     |

- (注) 1. 監査役渡邊洋次氏及び柳橋恵美子氏は、社外監査役であります。杉浦由美子氏及び柳橋恵美子氏は、当社業務執行者の3親等以内の親族であります。
2. 監査役杉浦由美子氏は、平成27年12月28日に逝去により監査役を退任いたしました。同氏は、退任時において株式会社石垣共栄会の監査役を兼務しておりました。
3. 監査役渡邊洋次氏は、渡邊洋次税理士事務所の代表を兼務しており、当社は同社との間に税理士顧問契約の取引関係があります。同氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役柳橋恵美子氏は、平成28年3月25日開催の臨時株主総会において監査役に選任されました。同氏は、株式会社石垣共栄会の取締役を兼務しております。
5. 当社は監査役渡邊洋次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員      | 支給額             |
|------------------|-----------|-----------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(-) | 17,448千円<br>(-) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 2,580<br>(780)  |
| 合 計              | 7         | 20,028          |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、昭和59年6月28日開催の第27期定時株主総会において年額78百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は、昭和59年6月28日開催の第27期定時株主総会において年額9百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

- a. 監査役杉浦由美子氏の退任時の兼職先である株式会社石垣共栄会は、当社株式数の10.0%を保有する株主であります。当社と株式会社石垣共栄会の間には重要な取引その他の関係はありません。
- b. 監査役柳橋恵美子氏の兼職先である株式会社石垣共栄会は、当社株式数の10.0%を保有する株主であります。当社と株式会社石垣共栄会の間には重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

・取締役会、監査役会への出席状況

|           | 取締役会 (12回開催) |        | 監査役会 (1回開催) |        |
|-----------|--------------|--------|-------------|--------|
|           | 出席回数         | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 監査役 杉浦由美子 | 9回           | 100.0% | 1回          | 100.0% |
| 監査役 渡邊洋次  | 12           | 100.0  | 1           | 100.0  |
| 監査役 柳橋恵美子 | 1            | 100.0  | -           | -      |

・取締役会、監査役会における発言状況

- a. 監査役杉浦由美子氏は、平成27年12月28日に退任するまでに開催された取締役会には9回中9回、監査役会には1回中1回全てに出席し、第三者的な立場から、経営・新製品投入等に関し、客観的な発言・提言を行っております。
- b. 監査役渡邊洋次氏は、当事業年度中に開催された取締役会には12回中12回、監査役会には1回中1回全てに出席し、税理士としての専門的見地から、財務・法務の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。



- c. 監査役柳橋恵美子氏は、平成28年3月25日に就任後に開催された取締役会1回中1回全てに出席し、第三者的な立場から、経営・新製品投入等に関し、客観的な発言・提言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額   | 8,500千円 |
| ロ. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 8,500千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、当該報酬は相当、妥当であることを監査役会が確認できたことであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第37条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

ヘ. 監査役の職務の執行を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命することとする。また、その異動については監査役の意見を徴しこれを尊

重するものとする。

- ト．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査役は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に随時報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- チ．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役及び監査役が取締役会においてその取り組みや運用状況について確認し、担当する役員及び使用人が外部講習会などで適宜修得した情報等も参考にしながら、活発な意見交換によって審議、監督、点検、見直し、検討等を継続的に行うことで、その適正性等を効果的に確保しております。

## (6) 会社の支配に対する基本方針

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上していることから、無配とすることといたしました。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額             |
|------------------------|----------------|----------------------|-----------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                | <b>負 債 の 部</b>       |                 |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>186,289</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>57,043</b>   |
| 現金預金                   | 32,065         | 支払手形                 | 8,080           |
| 受取手形                   | 602            | 買掛金                  | 10,068          |
| 売掛金                    | 62,230         | リース債務                | 2,711           |
| 商品及び製品                 | 26,878         | 1年内返済予定の長期借入金        | 12,780          |
| 原材料及び貯蔵品               | 20,374         | 未払金                  | 16,767          |
| 前渡金                    | 43,336         | 未払費用                 | 2,143           |
| その他                    | 801            | 前受金                  | 121             |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>39,351</b>  | 未払法人税等               | 1,043           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>27,390</b>  | 未払消費税等               | 115             |
| 建物                     | 11,384         | 預り金                  | 1,313           |
| 構築物                    | 605            | 賞与引当金                | 1,897           |
| 機械及び装置                 | 1,449          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>68,892</b>   |
| 車両運搬具                  | 0              | 長期借入金                | 65,203          |
| 工具器具備品                 | 66             | リース債務                | 3,257           |
| 土地                     | 13,807         | 繰延税金負債               | 431             |
| リース資産                  | 77             | <b>負 債 合 計</b>       | <b>125,935</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>63</b>      | <b>純 資 産 の 部</b>     |                 |
| 電話加入権                  | 63             | <b>株 主 資 本</b>       | <b>98,745</b>   |
| ソフトウェア                 | 0              | 資本金                  | 300,000         |
| リース資産                  | 0              | 資本剰余金                | 53,293          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>11,898</b>  | その他資本剰余金             | 53,293          |
| 投資有価証券                 | 4,535          | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△253,764</b> |
| 関係会社出資金                | 0              | 利益準備金                | 440             |
| 長期前払費用                 | 1,456          | その他利益剰余金             | △254,205        |
| 差入保証金                  | 5,906          | 繰越利益剰余金              | △254,205        |
|                        |                | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△782</b>     |
|                        |                | 評価・換算差額等             | 959             |
|                        |                | その他有価証券評価差額金         | 959             |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>99,705</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>225,640</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>225,640</b>  |

(注) 記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高                 | 449,940 |
| 売 上 原 価               | 294,059 |
| 売 上 総 利 益             | 155,881 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 206,903 |
| 営 業 損 失               | 51,022  |
| 営 業 外 収 益             | 95      |
| 営 業 外 費 用             | 1,203   |
| 経 常 損 失               | 52,130  |
| 特 別 損 失               |         |
| 減 損 損 失               | 73,982  |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損   | 38,441  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       | 164,554 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 580     |
| 当 期 純 損 失             | 165,134 |

(注) 記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |                |              |           |                                 |              |      | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|---------------------------------|---------|----------------|--------------|-----------|---------------------------------|--------------|------|----------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剩 余 金      |              | 利 益 剩 余 金 |                                 |              |      |          |             |
|                                 |         | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |      |          |             |
| 平成27年4月1日 残高                    | 300,000 | 53,293         | 53,293       | 440       | △89,070                         | △88,630      | △782 | 263,880  |             |
| 事業年度中の変動額                       |         |                |              |           |                                 |              |      |          |             |
| 当 期 純 損 失                       |         |                |              |           | △165,134                        | △165,134     |      | △165,134 |             |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の<br>変動額(純額) |         |                |              |           |                                 |              |      |          |             |
| 事業年度中の変動額合計                     |         |                |              |           | △165,134                        | △165,134     |      | △165,134 |             |
| 平成28年3月31日 残高                   | 300,000 | 53,293         | 53,293       | 440       | △254,205                        | △253,764     | △782 | 98,745   |             |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                                 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 平成27年4月1日 残高                    | 655                        | 655                    | 264,536   |
| 事業年度中の変動額                       |                            |                        |           |
| 当 期 純 損 失                       |                            |                        | △165,134  |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の<br>変動額(純額) | 304                        | 304                    | 304       |
| 事業年度中の変動額合計                     | 304                        | 304                    | △164,830  |
| 平成28年3月31日 残高                   | 959                        | 959                    | 99,705    |

(注) 記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度まで3期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

当該状況に陥った要因は、主にビーフジャーキーの採算悪化と、麦茶の減収によるものであります。ビーフジャーキーの採算悪化については、為替の急激な円安及び牛肉価格の高騰から採算が悪化したことや、商品値上げを行ったところ新旧商品の切替えにより商品出荷の停滞が生じたこと、値上げ新商品について販売促進費負担が生じたこと、価格競争力が低下したことが要因であります。麦茶の減収については、天候不順が重なり出荷が低調で収支が悪化したこと、それに伴って工場稼働率が大幅に低下し採算が悪化したことが要因であります。また、当社の収支はこれら2事業に偏重していることから、この2事業の業況悪化が直接的に会社の状況に影響を与えることによります。

ビーフジャーキーについては、現状の為替及び牛肉価格に対応した商品価格の改定を当事業年度までに完了したことから採算改善及び販促費負担の低減が見込めるほか、新商品投入による工場稼働率向上、営業活動エリアを拡大して新規取扱先を開拓し拡販を図る、中国生産子会社が原料牛肉調達方法を継続的に見直すことによりコストダウンを図るなど、事業採算の改善に努めております。

麦茶の採算が天候要因によって左右されるのは避けられないとしても、既に主力商品の一翼に育ったごぼう茶の様に、当社グループの生産設備とノウハウを活かした新商品を開発・投入することで飲料事業全体の採算の平準化を図ってまいります。

また、これらの基本的施策に加え、効果の見込める事業者との事業提携についての交渉を進め、財務政策上必要であれば事業者との資本提携や、関係者による支援などを実施することを引き続き検討してまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社出資金  
移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券  
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品  
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法
  - ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 3. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 228,469千円
- (2) 関係会社に対する資産は、次のとおりであります。  
前渡金 42,558千円



## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高  
仕入高

149,095千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 3,390,000株  | —株         | —株         | 3,390,000株 |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,779株      | —株         | —株         | 1,779株     |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。また、事業活動を行っていく上で必要な運転資金については銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金は長期運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

|                       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|-----------------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金預金              | 32,065           | 32,065      | —           |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 62,833           | 62,833      | —           |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 4,535            | 4,535       | —           |
| 資産計                   | 99,434           | 99,434      | —           |
| (1) 支払手形及び買掛金         | 18,149           | 18,149      | —           |
| (2) 未払金               | 16,767           | 16,767      | —           |
| (3) 長期借入金 (※)         | 77,983           | 77,880      | △102        |
| 負債計                   | 112,900          | 112,797     | △102        |

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 関係会社出資金（貸借対照表計上額0千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、当事業年度において減損処理を行い、関係会社出資金評価損38,441千円を計上しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりです。

|              |  |            |
|--------------|--|------------|
| 繰延税金資産       |  |            |
| 賞与引当金        |  | 588千円      |
| 未払費用         |  | 81千円       |
| 見越販売促進費      |  | 1,839千円    |
| 未払事業税        |  | 143千円      |
| 減損損失         |  | 22,934千円   |
| 関係会社出資金評価損   |  | 28,596千円   |
| 繰越欠損金        |  | 82,763千円   |
| 繰延税金資産小計     |  | 136,946千円  |
| 評価性引当額       |  | △136,946千円 |
| 繰延税金資産合計     |  | －千円        |
| 繰延税金負債       |  |            |
| その他有価証券評価差額金 |  | 431千円      |
| 繰延税金負債合計     |  | 431千円      |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 資本金また<br>は出資金 | 事業の<br>内容<br>又は職業   | 議決権等<br>の所有(被所<br>有)割合(%) | 関係内容           |                | 取引の<br>内容          | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|----|----------------|---------------|---------------------|---------------------------|----------------|----------------|--------------------|--------------|-----|-----------------|
|    |                |               |                     |                           | 役員<br>の<br>兼任等 | 事業上<br>の<br>関係 |                    |              |     |                 |
| 役員 | 石垣 裕義          | -             | 当 社<br>代 表<br>取締役社長 | (被所有)<br>直接20.6           | -              | -              | 当社借入<br>の被債務<br>保証 | 77,983       | -   | -               |

(注) 当社は銀行借入に対して、代表取締役社長である石垣裕義より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

### (3) 子会社等

| 属性  | 会社等の名称<br>又は氏名        | 資本金又<br>は出資金 | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有(非<br>所有)割合<br>(%) | 関係内容           |                | 取引の<br>内容 | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-----|-----------------------|--------------|-------------------|-------------------------------|----------------|----------------|-----------|--------------|-----|-----------------|
|     |                       |              |                   |                               | 役員<br>の<br>兼任等 | 事業上<br>の<br>関係 |           |              |     |                 |
| 子会社 | ウェイハン<br>石垣食品<br>有限公司 | 847千米ドル      | 食品<br>製造業         | 直接100.0                       | 兼任<br>3人       | 生産<br>子会社      | 仕入        | 149,095      | 前渡金 | 42,558          |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。

### 11. 1株当たり情報に関する注記

|                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 29円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 48円73銭 |

### 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 13. その他の注記

(固定資産の減損損失に関する注記)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場 所       | 用 途             | 種 類                                             | 金額 (千円) |
|-----------|-----------------|-------------------------------------------------|---------|
| 千葉県香取郡多古町 | 事業用資産<br>(飲料事業) | 建物、構築物、機械及び装置、工具器具備品、土地、リース資産 (有形)、電話加入権、長期前払費用 | 68,046  |
| 東京都千代田区   | 本社資産            | 建物、工具器具備品、リース資産 (有形)、電話加入権、ソフトウェア、リース資産 (無形)    | 5,936   |

当社の資産のグルーピングは事業単位で行っております。また、本社資産等、特定の事業との関連が明確でない資産については共用資産としております。当事業年度において上記資産グループの収益性の低下に伴い、帳簿価額を不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(73,982千円)として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

| 種 類        | 金額 (千円) |
|------------|---------|
| 建物         | 28,320  |
| 構築物        | 1,490   |
| 機械及び装置     | 3,565   |
| 工具器具備品     | 205     |
| 土地         | 33,973  |
| リース資産 (有形) | 1,076   |
| 電話加入権      | 512     |
| ソフトウェア     | 249     |
| リース資産 (無形) | 4,092   |
| 長期前払費用     | 494     |
| 合 計        | 73,982  |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員 公認会計士 村本泰雄 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村茂樹 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣食品株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

石垣食品株式会社 監査役会  
常勤監査役 片平 亮太 ㊟  
社外監査役 渡邊 洋次 ㊟  
社外監査役 柳 橋 恵美子 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)によって、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査等委員会設置会社へと移行し、また機動的かつ迅速性のある企業運営や、企業価値の向上を図るために、定款の一部を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示します)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)<br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、監査役、取締役会<br/>および監査役会<br/>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内、<u>監査役</u><br/><u>は10名以内</u>とする。<br/>(新 設)</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)<br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く</u>)は10名以内とする。<br/><u>2 当社の監査等委員である取締役</u><br/><u>は、5名以内とする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役および監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である者を除く)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (削除)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条～第24条（条文省略）<br/>（代表取締役）</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2（条文省略）</p> <p>第26条（条文省略）<br/>（常勤の監査役）</p> <p>第27条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u><br/>（監査役会の招集）</p> <p>第28条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/>2 <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u><br/>（監査役会規程）</p> <p>第29条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第30条（条文省略）<br/>（新設）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第31条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の執務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>それぞれこれを区分して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条（条文省略）</p> | <p>第23条～第24条（現行どおり）<br/>（代表取締役）</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって取締役<u>（監査等委員である者を除く）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>第26条（現行どおり）<br/>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第27条（現行定款第30条記載のとおり）<br/>（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u><br/>（報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の執務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条（現行定款第32条記載のとおり）</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(<u>監査等委員会の権限</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)<br/>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)<br/>(新 設)<br/>(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)<br/>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、平成28年6月開催の第59期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、平成28年6月開催の第59期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員（3名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | いし がき ひろ よし<br>石垣裕義<br>(昭和36年12月12日生) | 昭和60年4月 当社入社<br>平成元年11月 当社営業部長就任<br>平成2年6月 当社取締役就任<br>平成4年6月 当社常務取締役就任<br>平成10年6月 当社代表取締役社長就任（現任）<br>平成17年7月 ウェイハン石垣食品有限公司<br>董事長（現任）      | 696,500株    |
| 2     | はら ひさし<br>原久<br>(昭和24年9月25日生)         | 昭和51年1月 当社入社<br>昭和60年7月 当社船橋工場長就任<br>平成2年6月 当社取締役就任（現任）<br>平成2年7月 当社製造部長就任（現任）<br>平成4年6月 当社成田空港工場長就任（現任）<br>平成4年8月 ウェイハン石垣食品有限公司<br>董事（現任） | 3,000株      |
| 3     | すぎ うら とも あき<br>杉浦友昭<br>(昭和33年2月9日生)   | 昭和61年4月 当社入社<br>平成2年7月 当社成田空港工場長就任<br>平成3年7月 ウェイハン石垣食品有限公司<br>董事（現任）<br>平成4年6月 当社海外部長就任（現任）<br>当社取締役就任（現任）                                 | 2,000株      |

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が本総会において原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 片平亮太<br>(昭和21年2月22日生)  | 昭和62年4月 食品技術研究所フーズ代表就任<br>平成8年6月 当社取締役就任<br>平成22年6月 当社監査役就任(現任)                                                                                                                         | なし          |
| 2     | 渡邊洋次<br>(昭和20年12月21日生) | 昭和56年8月 渡邊洋次税理士事務所開業<br>代表就任(現任)<br>平成15年5月 東京電子サービス株式会社<br>非常勤監査役就任(現任)<br>平成17年6月 株式会社生活科学運営<br>非常勤監査役就任(現任)<br>平成18年9月 株式会社チヨダイエヌワイ<br>非常勤監査役就任(現任)<br>平成22年6月 当社監査役就任(現任)           | なし          |
| 3     | 齋藤茂樹<br>(昭和36年8月1日生)   | 昭和60年4月 日本電信電話株式会社入社<br>平成9年7月 ネットスケープ・コミュニケーションズ・コーポレーション<br>ジャパン・ウェブシニアマネージャ就任<br>平成11年6月 株式会社デジタルガレージ<br>副社長就任<br>平成13年6月 エス・アイ・ピー株式会社<br>代表取締役就任(現任)<br>平成16年4月 デジタルハリウッド大学<br>教授就任 | なし          |

- (注) 1. 候補者渡邊洋次氏は、渡邊洋次税理士事務所の代表を兼務しており、当社は同社との間に税理士顧問契約の取引関係があります。  
なお他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は片平亮太氏及び渡邊洋次氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、齋藤茂樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 候補者渡邊洋次氏及び齋藤茂樹氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は渡邊洋次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、齋藤茂樹氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 候補者渡邊洋次氏は、税理士として、また複数の会社における非常勤監査役として、会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 候補者齋藤茂樹氏は、会社経営者として、また複数の会社における役員の経験者として、会社経営に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 渡邊洋次氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
7. 候補者渡邊洋次氏及び候補者齋藤茂樹氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 候補者渡邊洋次氏及び候補者齋藤茂樹氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
9. 候補者渡邊洋次氏及び候補者齋藤茂樹氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
10. 候補者渡邊洋次氏及び候補者齋藤茂樹氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

#### 第4号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く）1名の選任をお願いするものであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------|-------------------------------|-------------|
| いし がき せい こ<br>石 垣 靖 子<br>(昭和11年9月21日生) | 昭和58年12月 株式会社石垣共栄会取締役就任（現任）   | 209,500株    |

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 石垣靖子氏は、当社取締役社長石垣裕義氏の3親等内の親族（母）であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,600万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が本総会において原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額480万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は監査等委員の協議によることとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が本総会において原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとします。

以 上

## 第59期定時株主総会会場ご案内略図

会場 ホテルグランドパレス 4階 桐の間  
東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
連絡先 03-3264-1111 (ホテル代表番号)



### 交通のご案内

●東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線

<九段下駅> 徒歩1分

●JR総武線、東京メトロ東西線・有楽町線・南北線

<飯田橋駅> 徒歩7分



各 位

平成28年6月16日

会 社 名 石 垣 食 品 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 垣 裕 義

(JASDAQ・コード 2901)

問 合 せ 先 経 理 部 経 理 課 課 長 小 西 一 幸

電 話 番 号 03-3263-4444

### **招集通知の記載事項の一部訂正について**

当社が平成28年6月13日に株主の皆様にご送付いたしました当社「第59期定時株主総会招集ご通知」の記載内容について一部訂正がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、お知らせいたします。

記

【訂正箇所】訂正箇所には下線を付して表示しております。

I. 第2頁 事業報告 1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果  
6行目 (第3段落目)

<訂正前>

このような環境の中で当社は、飲料事業においては、麦茶について天候不順により減収となった前連結会計年度からの回復、ブームの沈静化から減収の続くごぼう茶について積極的な販売促進を実施しての増収、珍味事業においてもビーフジャーキーに容量・製法・風味の異なる新製品を投入することで増収を目指してまいりました。

<訂正後>

このような環境の中で当社は、飲料事業においては、麦茶について天候不順により減収となった前事業年度からの回復、ブームの沈静化から減収の続くごぼう茶について積極的な販売促進を実施しての増収、珍味事業においてもビーフジャーキーに容量・製法・風味の異なる新製品を投入することで増収を目指してまいりました。

II. 第23頁 株主総会参考書類 第1号議案 定款一部変更の件 1. 提案の理由

<訂正前>

議案の内容につきましては、お手許の招集ご通知23頁に記載の通りでございますが、その趣旨は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査等委員会設置会社へと移行し、また機動的かつ迅速性のある企業運営や、儀業価値の向上を図るために、変更を行うものであります。

<訂正後>

議案の内容につきましては、お手許の招集ご通知23頁に記載の通りでございますが、その趣旨は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査等委員会設置会社へと移行し、また機動的かつ迅速性のある企業運営や、企業価値の向上を図るために、変更を行うものであります。

以 上